

令和5年第2回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月7日(火) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 浜玉市民センター 1階会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 脇山久利	3 番 袈裟丸一彦
4 番 脇山祐治	5 番 宮原敏久	6 番 山添 明
7 番 川添哲也	8 番 三塩政廣	9 番 内山敏彦
11 番 井上順一	12 番 伊藤富幸	13 番 石川利恵
14 番 峯 政敬	15 番 松本耕一	16 番 峯 直子
17 番 吉田 哲	19 番 阿部 太	
4. 欠席委員

18 番 宮崎隆広

5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第7号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第8号
農地法第4条および第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第9号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第10号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第11号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
 - ・議案第12号
農地利用最適化推進委員の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	富田 浩之
北波多分室職員	吉田 幸司
肥前分室職員	柴田 大地
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室職員	溝上 俊明

7. 審議の内容

事務局長	皆さんお揃いですので始めたいと思います。ご起立をお願いします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号18番宮崎隆広委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。本日の出席委員は17名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和5年第2回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に議席番号15番松本耕一委員、議席番号16番峯直子委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について6件、議案第8号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について1件、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について9件、議案第10号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について14件、議案第11号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について3件、議案第12号農地利用最適化推進委員の決定について2件、計35件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしく願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては

では議案集をご覧いただきたいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 　ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第7号から第12号までの35件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。これより審議を行います。議案集1ページ、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 　議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で3,968平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

　許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の融資証明および預金残高証明書が添付されています。転用については、令和5年6月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為許可申請、団地等造成、法定外公共物（道路、水路）工事申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大96センチメートルの盛土を行い、整地し、西および南側にはL型擁壁を設置、その他の周囲にはコンクリートブロックを新設、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して北側の水路へ流し、汚水も新設の合併浄化槽を介して北側の水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは異議なし、生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項7番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明していただきまして、これはちょうど〇〇〇の脇の西側ですね。ここは田んぼで、東部調査会でも3日の日に調査に行ったんですけど、やっぱりちょっと低くて、水がということで、ちょっとこれ心配ですねということで、いろいろ〇の人とも話をし

たんですけど、盛土が今96センチメートルということで、浸かるまではなかですけど、ちょっと心配だなということで話をしました。それで、推進委員の大津君ともいろいろ話したんですけど、一応周りとか町内からも異議が出たらんから、いいんじゃないということで、そしたら今日ちょうど会長と脇山祐治委員が電話して、問題なかろうということで、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田10筆、面積は合計で8,254平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画

は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予定証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為許可申請、団地等造成、道路工事施工、法定外公共物（水路）占用、（里道）改築申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.32メートルの盛土を行い、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設して土留めを行い、東および西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に道路を新設し、併設する側溝を介して敷地中央にある既設水路へ流し、汚水も新設する道路内に埋設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。2月3日の日に中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇〇〇〇と〇〇〇〇に挟まれた所に

あります。この農地は長い間休耕地のような体をしていまして、中部調査会としてはもういたしかたないなということでした。あと、なぜか全体的な利用というよりも、1区画は転用をしないという、これが何でさっさんとかなという話がありました。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。(伊藤委員「はい。」)
はい。伊藤委員。

伊藤富幸委員 はい。12番の伊藤です。文化財とか下水道はちゃんとしてあると。計画は。で、この地域について、1番でもございますけれども、ここは農振地域の中の農用地か何か入っておりますか。

農地係長 はい。お答えします。1番のほうは農振地域に入っていましたので除外をされていますけど、2番のほうは都市計画区域内の用途区域になっていますので、ここはもう農振自体がまず入ってないです。関係ない場所になります。

伊藤富幸委員 はい。わかりました。

議長 よろしいですか。(伊藤委員「はい。」) ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集 2 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 2 ページ、整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 3 筆、面積は合計で 4, 287 平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、採石場です。賃貸借権設定および所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。ここで修正がございます。東側に事業拡大区域がありますが、その中に〇〇〇〇の〇と記載がありますが、正しくは〇〇〇〇の〇です。お手数ですが、修正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のままで岩石採取する計画です。既存の進入路を介して南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで敷地内の既存調整池に集水し、排水揚水ポンプ設備を介

して北側の既存水路へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。2月3日の日、中部調査会にて現地を確認しました。場所は、〇〇のほうから〇〇のほうに上がっていく道と大型農道に挟まれた所にあります。この申請地の、見てもらってもわかるように、もうだいぶ採掘されていて、9ページのほうですね、されている所で、その申請されて新たに拡張される部分の所を見ましても、森のようになっておりまして、とても畑のようには見えませんでした。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集 2 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、9 5 3 平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 0 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 1 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 2 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用で、北側道路より出入口とする計画です。なお、設置工事の際は、先月申請の太陽光設備内の通路や北側の畜舎付近の私道を通行する計画で、承諾も得られております。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 3番袈裟丸です。6日の日に西部調査会で現地を確認いたしました。この地区は、〇〇〇の一番東の外れになりまして、〇〇〇〇との境界があるような地区でございます。この地区は、〇〇〇〇の特別な地域のように、この東側のほうはもう急傾斜地がずっと下がっております。この現場も昨日見ましたが、相当年数前から何も手をつけていないような状況でした。図面等を見ますと畑が点々とありますが、畑は見当たりません。目視でも。上のほうから見てわかりません。それでみんなでぐるっと回って横のほうまで行って見ましたが、そっちから見てもわかりません。畑の確認はできませんでした。そのような荒廃地でありました。皆さん方の審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で1,784平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側道路より出入口とする計画です。この案件も4番同様に、設置工事の際は先月申請の太陽光設備内の通路や北側の畜舎付近の私道を通行する計画で、承諾も得られています。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 3番袈裟丸です。これも前と同じ地区にありまして、荒地といえますか、以前からここは非農地として認めてやったほうがよかったんじゃないかと思うような地域です。大きな孟宗竹とか、雑木林です。あとは需要価値はもうほとんどないです。農地と地目にはありますが、農地という所は見当たるところはどこもありません。もう雑木林だったと思います。皆さん方の審議をよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の3ページ、整理番号6番について説明します。申

請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は631平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側道路より出入口とする計画です。この案件も、設置工事の際は、先月申請の太陽光設備内の通路や北側の畜舎付近の私道を通行する計画で、承諾も得られています。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております、土地の選定理由書が提出されています。

農地係・槻木

今回、事業者のほう4番5番が同じ業者だったと思うんですけれども、この申請地2つあって、例えば片方が許可が下りなければ、もう片方が稼働できないようなことであれば、2つで1つということで、一緒に申請をしていただくのが普通であるかと思うんですけれど、それぞれ単独で事業を開始できるということで分けさせていただいています。

松本耕一委員

ありがとうございます。でもですね、転用された後のほうが僕達は大事なわけで、例えば部分的に開発して行って、結局最終的に何か飛び地みたいになってしまっても、周りの人といざこざが発生したりするんですよね。うちの地区もですね、太陽光がちょっとは行って来てから、その間の所の農道は、ちょっとゆっくり行ってくれと看板を立てられたりとか、割れたりとかした時に、僕達が何か通行することで飛び石が跳ねたとか、そういうふうになってくるけんですよ、やっぱり全体的にここが太陽光のほうになるというふうにしていくほうがその地域にとってはいいのかなと思うんですよね。飛び地でやっていくよりも。だからこれ一括審議でというふうには何とかできないでしょうか。

農地係長

説明自体は一括でできるかとは思いますが、この申請地自体、全部すべて所有者が別になつとるけんですね。今後総会の時の審議方法は検討させていただければなと思います。

松本耕一委員

それをお願いします。

議長

今の答弁でよろしいですか。(川添委員「はい。」) はい。川

添委員。

川添哲也委員

7番川添です。松本委員と同じなんですけれども、日頃から思っておりましたけれども、この3件について、同じ場所でありまして、事業の概要がですね、パネルが〇〇〇枚と。3件とも。だから、何かこう、偶然といえば偶然なんですけど、何か意図的のような感じがするんですよ。以前にもこういうふうな提案があったので。地形が違うしですね、合わせてから〇〇〇枚にされているのか、これは質疑というよりも私がちょっと疑問に思ったものですからね、もし何か答えることができればお願いしたいんですけども。

議長

はい。事務局。

農地係・槻木

その太陽光の発電量ごとに確保しなければならない面積とか、それによって枚数とかって決まってくると思うんですけど、この地域は、それによった形で枚数自体も近くなっているのかなと自分的には思っています。

農地係長

計画が出てきた時にだいたい一緒だったんですよ。あとは農振が入ると、入とらんでずれたりとか、そのへんで時期的にはずれてきてるんですけど、確かにこの図面を見たら、作らない所もあったりするんですよ。そこをちょっと確認したら、そこはもうしないということではあるんですよ。ですので、審議自体は一緒にはできるかとは思いますが、その枚数の根拠と言われたら、ちょっと。

川添哲也委員

なら、いいです。

農地係長

いいですかね。それぐらいしか答えられなくて。

議長 (袈裟丸委員「はい。)」はい。袈裟丸委員。

袈裟丸一彦委員 はい。この現場は、図面では平らになっているように見えますが、現地に行きますと、このへんは急傾斜地であります。段々でですね、ここがどんどん下がっていっとつとですよ。浦の上のほうになりますので。それで図面と現場と全然違います。行ってみたら、やっぱり別々に何でも工事でもしないといかんだろうと思います。で、伐採をせんとですね、とにかく畑自体わかりません。1枚1枚の境界もわからんような状況です。人間も入って行かれませんでした。私達も入って行きませんでした。孟宗竹とかですね、雑木林、カズラ、小さい竹、そのような地区であります。この図面ではちょっとわかりにくいと思います。

議長 事務局よろしいですか。現場はそういう状況だということで。平面図でございますので、現場に行けば、非常に荒れた段々の畑というような所だそうですが、今後やはりその点は現地を確認しながら今後につないでいかないかんというふうに思いますが。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、議案第8号農地法第4

条および第5条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の4ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑5筆、面積は合計で418.31平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、貸駐車場です。一部所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに平成28年〇月に貸駐車場として利用されており、そのことに対する始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は東側道路側溝へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項4番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。
す。

井上順一委員 はい。11番井上です。1月の31日に現地調査を行いました。ここは図面にありますように、〇〇〇〇〇〇〇〇の隣になります。そしてまた、その反対側はですね、実は以前の〇〇〇の跡地になりまして、ここを駐車場にされた理由を聞いてみますと、(転用事情の詳細) …というような形で駐車場を作られたようでございます。その時に転用申請がなされてなかったということで、今回の申請ということになったということでございまして、遅れて申し訳なく思っております。ただ、現地調査の結果では特に問題はないと、こういうことでございますので、一つご承認のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集6ページ、整理番号9番までの9件について

は、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書5ページから6ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計9件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから5ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここでしばらく休憩をとりたいと思います。

15時30分に再開します。

~~~~~○~~~~~

15時15分 休憩

15時30分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは引き続き会議を再開いたします。議案集7ページ、議案第10号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）を議題とします。整理番号1番および2番の2件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 8 ページ、議案第 10 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号 1 番から議案集 10 ページ整理番号 12 番までの 12 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が 11 件、使用貸借権の設定が 1 件です。面積は、合計で 41,643 平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 11 ページ、議案第 11 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号 1 番から 3 番までの 3 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行なう集積計画一括方式は、農地の出し手と受け手の調整が整っている案件につきまして、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記

載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が2件、使用賃借権の設定が1件です。面積は合計で13,778平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集12ページ、議案第12号農地利用最適化推進委員の決定について整理番号1番を議題とします。この案件については、議席番号12番伊藤富幸委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって伊藤委員の退席を求めます。

【伊藤委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。農地利用最適化推進委員の任期満了に伴いまして、農業委員会等に関する法律に基づき、新

たに農地利用最適化推進委員を委嘱するものでございます。ページの下のほうに農業委員会等に関する法律の抜粋ということで、参考までに記載をさせていただいております。この中で、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないということになっております。候補者の氏名、地区名は、議案書記載のとおりです。また、経歴等につきましては、別紙の資料、唐津市農地利用最適化推進委員候補者一覧表の7ページをご覧ください。委嘱年月日は、令和5年4月11日となっております。任期は、令和8年4月10日までの3年間ということになります。候補者決定の経緯といたしましては、昨年10月に公募を行い、その結果、定数1名に対し1名の応募がございました。これを市のホームページに公表させていただくとともに、資格要件等の身分照会を関係機関に行いましたところ、問題ないとの回答がありましたので、今回の総会にお諮りいたしまして、農業委員会として推進委員を決定していただくものです。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。ここで伊藤委員の入室を許可します。

【伊藤委員入室】

伊藤委員にお知らせします。議案集12ページ整理番号1番につきましては、原案どおり可決をいたしましたので、お知らせします。

伊藤富幸委員 どうもありがとうございました。よろしく願いをいたします。

議長 次に議案第12号農地利用最適化推進委員の決定について整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。説明の前に、1か所資料の訂正をさせていただきたいと思います。(訂正内容の詳細) …になります。申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。それでは説明をいたします。農地利用最適化推進委員の任期満了に伴いまして、農業委員会等に関する法律に基づき、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱するものです。候補者の氏名、地区名につきましては、13ページの一覧表をご覧ください。また、経歴等につきましては、別紙の資料、唐津市農地利用最適化推進委員候補者一覧表をご覧ください。委嘱年月日は、令和5年4月11日で、任期は令和8年4月10日までとなっております。候補者決定の経緯といたしましては、昨年10月に公募を行いまして、その結果、各地区ともに定数1名に対しまして1名の推薦および応募がございました。こちらを市のホームページで公表させていただくとともに、資格要件等の

身分照会を関係機関に行いましたところ、問題ないとの回答がありましたので、今回の総会にお諮りいたしまして、農業委員会として推進委員を決定していただくものです。以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして議案第7号6件、議案第8号1件、議案第9号9件、議案第10号14件、議案第11号3件、議案第12号2件、計6議案35件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間のご審議ありがとうございました。